

会 議 録

会議の名称		豊中市都市景観・屋外広告物審議会（第1回）		
開催日時		令和2年（2021年）6月28日（月） 午後2時～午後3時30分		
開催場所		WEB会議	公開の可否	可
事務局		都市計画推進部 都市計画課	傍聴者数	0名
出席者	委員	◎加藤（晃）委員、○若本委員、岡委員、加我委員、田中委員、林委員 福田委員、水野委員、石川委員、加藤（精）委員、岡田委員、森田委員 板田委員 （◎会長、○会長代理）		
	事務局	上野山 雅也（同部部長） 今中 義晃（同課課長） 吉田 隆史（同課主幹） 東良 博之（同課主幹） 武内 一也（同課係長） 藤井 絵里子（同課主事） 小山 星斗（同課係員） 白椋 愛理（同課係員）		
	その他			
議題		（1） 諮問第9号 都市景観形成推進地区に係る景観計画の変更について （2） 都市景観表彰事業の進捗状況について（報告）		
審議等の概要 （主な発言要旨）		議事録のとおり		

事務局	～開会あいさつ～
会長	～会議録署名委員の指名～
会長	<p>それでは会議次第に従い進めてまいります。</p> <p>本日ご審議いただくのは、お手元の次第に記載しておりますとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諮問第9号「都市景観形成推進地区に係る景観計画の変更」について ・都市景観表彰事業の進捗状況について <p>でございます。</p> <p>それでは、諮問第9号「都市景観形成推進地区に係る景観計画の変更」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは諮問第9号 都市景観形成推進地区に係る景観計画の変更について、ご説明させていただきます。</p> <p>本市では、平成25年度、良好な都市景観を形成していくための指針として、市全域を対象に、都市景観条例に基づき誘導・啓発を担う「基本計画」と、景観法に基づき規制を行う「景観計画」を包含した「都市景観形成マスタープラン」を策定しました。</p> <p>マスタープランの中では、今般、変更を行います第8章に「景観法に基づく事項等」として「景観計画」を規定すると共に、関連計画・制度とも連携しながら、総合的に景観形成に取り組んでいくものとしております。</p> <p>そして、「景観計画」とは、景観法に基づき、計画区域、景観形成に関する方針と共に、行為の制限として、届出対象行為や景観形成基準等を定め、対象建物の新築や改築などの際には、市への届出を義務付け、基準を満たしていない場合には、勧告や変更命令を行うなど、法的な手続きによる実行性を担保しながら、良好な景観形成を推進していくための役割を担っております。</p> <p>今般の諮問に係ります「都市景観形成推進地区」ですが、本市では、良好な都市景観を形成していくため、全市一律の行為の制限だけに依るのではなく、地域特性に応じたルールを設定していくことが効果的であると考えております。</p> <p>そのため、都市景観条例では地域独自の届出対象行為や景観形成基準を定める場合には、「景観計画」に「都市景観形成推進地区」を定めることができるものとしており、地域の特色を活かした景観形成を進めていくものとしております。</p> <p>そして、平成26年度に新千里南町2丁目地区、平成27年度に永楽荘</p>

地区、平成28年度に新千里北住宅地区・南住宅地区の2地区、令和元年度に北緑丘1丁目地区、令和2年度に新千里北町2丁目地区の計6地区を指定しましたが、そのうちの、平成28年度に指定した「新千里北住宅地区」の一部基準の変更をするものです。

議案書の下段ページ番号、9ページと合わせてご覧ください。

まず、第8章「景観法に基づく事項等」となっておりますのが、都市景観形成マスタープランに包含した「景観計画」に該当するものです。

そして、下段のページ番号、3ページから9ページが、全市域を対象とした方針や行為の制限等に関する事項となっており、9ページの中段にお示ししている「7. 都市景観形成推進地区」の項目において、「区域」及び「方針」並びに「行為の制限に関する事項」を定めた場合には追加していくものと定めております。

そのため、今般、既に都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）として指定している区域において景観計画の変更に関する議案書の下段ページ番号、14ページから16ページに係る事項を、ご審議の対象とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。なお、以降のご説明では都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）を新千里北住宅地区として示すものとします。

続いて、「新千里北住宅地区」の概要について、ご説明させていただきます。

当地区は千里中央地区の北東部に位置し、千里ニュータウンの開発により、大阪府の賃貸住宅地として整備された土地で、地区面積は約9.9ヘクタールとなります。また、平成28年度に都市景観形成推進地区「新千里北住宅地区」として指定されております。

用途地域は、全域が第1種中高層住居専用地域となっております。

周辺は、新千里2号線を境に南北に区域が分かれており、地区の南東側には檜ノ木公園があります。また、地区の北西側は令和2年度に都市景観形成推進地区の指定を行った新千里北町2丁目地区となっております。

現在の地区のまちなみです。ご覧のとおり当該地区は、大阪府営住宅で構成されており、府営住宅を中心とした景観となっております。

当該地区については、昭和40代に建設された府営住宅で構成する団地であり、脆弱な耐震性が課題となっていたことから、大阪府による建替えに向けた検討がされ平成25年3月に「団地再生と生活支援機能の導入による生活・交流拠点の形成」を基本理念としながら、府営住宅の建替えや耐震化工事と共に、民間活用地への福祉施設等の供給を行うまちづくり基

本構想が策定されました。

その後、平成28年10月に「まちづくり基本構想」を基に、地域特性に応じたルールづくりが必要なことから都市景観形成推進地区「新千里北住宅地区」を市主体で策定し、良好なまちづくりの形成をしてきましたが、令和2年11月に今回景観計画を変更する区域において、事業主体である大阪府が、共同住宅を建設せずに、活用用地とする方針に変更し、検討の結果令和3年2月に策定された「大阪府営豊中新千里北第2期住宅民活プロジェクト」の中で、戸建住宅地としての活用が示されました。

そのため、戸建住宅地として活用予定の区域について、府営住宅団地と周辺地域と調和する素案を作成しました。

次に、諮問に至ります経過ですが、まず、周辺環境の状況を十分に把握したなかで、屋根と外壁に関する色彩の制限を定めるものとし、「豊中市都市景観デザイン相談」の助言も参考にしながら、素案作成を行いました。

そして、地権者である大阪府への意見照会を行い、資料1-2のとおり、「意見なし」との回答を得たことから、素案を「都市景観形成推進地区」の案とし、豊中市意見公募手続きに関する条例に基づくパブリックコメントの手続きを経て、本日、お手元の諮問書としてお示ししているものでございます。

素案の基本的な考え方としましては、周辺景観と調和することを原則として、豊中市の方で内容確認を行い、それを基に素案を作成し、地権者である大阪府に意見照会を行いました。

また、建物等の色については、区域北西にある都市景観形成推進地区（新千里北町2丁目）の色彩基準を基に、既存の府営住宅の色彩と調和する色を基準に設定しております。

都市景観形成推進地区として新千里北住宅地区で定める内容について、資料1-1「都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）概要」とあわせてご覧ください。

定めなければならない項目は、景観法に規定されており、名称、区域、良好な景観の形成に関する方針、そして、行為の制限に関する事項として、届出対象行為と景観形成基準を定めるものになります。

名称は、現行のまま、都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）です。

区域は図のとおり、赤色斜線部分とし、点線部（地区区域境界線）で、共同住宅の土地利用を予定しているA地区と、戸建住宅地として土地利用を予定しているB地区に細区分します。

なお、B地区は現行の新千里北住宅地区9.9haの内、0.79haで、31戸程度を想定しています。

次に、良好な景観の形成に関する方針は、A, B 地区共通とし、現行から変更は行わず、「豊中市全域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、都市景観形成推進地区（新千里北住宅地区）において色彩等の制限を定めることにより、周辺地域と調和のとれたまちなみを形成し、これまで培われてきた良好な景観の継承と発展を図ります。」としています。

行為の制限に関する事項のうち、届出を要する届出対象行為につきましても、A, B 地区共通で

- i. 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の色彩の過半の変更
- ii. 工作物の新設、増築、改築、移転、又は外観の色彩の過半の変更
- iii. 1,000平方メートル以上の規模の開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）

とし、現行から内容の変更はございません。

次に景観形成基準ですが、まず先に、戸建て住宅の土地利用となる地区に対応する変更を行う B 地区の方から説明させていただきます。

屋根は「周囲の建物等と形態や色彩、素材などを調和させる」ものとしたうえで、基調色として用いる色彩の範囲は、有彩色の明度は6以下、彩度6以下、無彩色は明度7以下とします。

外壁・塀については、周囲の建物等と形態や色彩、素材等を調和させるものとして、基調色として用いる色彩の範囲を、有彩色は明度4以上9.5以下、無彩色は明度4以上8.5以下とします。

また、彩度については、赤色系の1R～5Rは4以下、赤色から黄色系の6R～5Yは6以下、黄色系の6Y～10Yは4以下、GY（黄緑色）・G（緑色）・BG（青緑色）・B（青色）・PB（青紫色）・P（紫色）・RP（赤紫色）は2以下とします。

最後に、A 地区については、平成28年度に策定した現行の基準から変更は無く、屋根の基準はご覧の通りとなります。

つづきまして、同じく A 地区の外壁の景観形成基準となります。現行の基準からの変更は無く、ご覧の通りです。

次に、例外規定として、A・B 地区共通で着色していない木材、漆喰壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りではないとし、また、見付面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではないものとします。なお、この例外規定の内容については、現行からの変更はありません。

以上で、新千里北住宅地区で定める内容についてのご説明とさせていただきます。

策定した案につきましては、意見公募手続きに関する条例に基づき、3週間のパブリックコメントを4月27日から5月21日まで実施しましたが、意見書の提出はありませんでした。

都市景観形成推進地区の変更と平行し、地区計画に関する事項につきましても、令和3年3月に原案を作成し、地区計画の決定に向けた手続きを進めているところでございます。

地区計画の変更案の概要については、資料1-3「新千里北住宅地区地区計画 案の概要」をご覧ください。

A地区については、平成28年に指定した地区計画との内容に変更はございません。

B地区については、元々A地区の内容となっておりましたが、この度、戸建て住宅地として活用する方針となったため、建物用途の制限、容積率の制限、建蔽率の制限、最低敷地面積の制限、壁面位置の制限、建物の高さの制限を設定し、周辺の住環境に配慮する内容としています。

今後の予定でございますが、都市景観条例では、景観計画の変更にあたっては「都市景観・屋外広告物審議会」の意見を聴いたのちに、「都市計画審議会」の意見を聴くものと規定されております。

そのため、本審議会において妥当であるとの答申をいただきましたら、7月下旬に予定しております「都市計画審議会」への諮問・答申を経て、都市景観形成推進地区に係る景観計画の変更を行ってまいりたいと考えております。

最後に、9月下旬に景観計画の変更の告示を行い、10月上旬に運用開始を目指してまいりたいと考えております。

以上で、「都市景観形成推進地区に係る景観計画の変更」についての説明とさせていただきます。」

会長

ただいまご説明いただきました新千里北住宅地区の変更ですが、景観形成基準の変更につきましてご議論いただきたいと思います。要点は従来のA地区1本だったものの中にB地区というものを設けて、その基準を新たに少し変えるという変更案でございます。

ご質問やご異議のある方は紙を出していただいておりますが、B地区の基準は、どこかほかにあるものをある程度引用してきたようなものがあるのでしょうか。永楽荘地区、あるいは北緑丘1丁目のB地区など、既にある基準を少し変えて使っているような気がするのですが、その辺りの微妙に違うところがよく分からないので、ご説明をいただける

とありがたいです。とりわけB地区の外壁・塀の無彩色（N）は4から9.0とあるわけですが、これはどのように決めているのですか。

事務局 議案書の22ページのほうにある、昨年度指定しました新千里北町2丁目地区の景観形成基準を参考とさせていただいております。こちらのほうと何が違うかといいますと、外壁・塀の無彩色のみが変わっておりまして、どこが変わっているかといいますと、9.5という上限値を今回は新しい町をつくるということですので真っ白な建物を排除するという意味で上限値を1下げまして8.5という形にさせていただいております。

会長 新千里北町2丁目と隣接するところの基準が9.5だったから、従前のA地区では9.5だったわけですね。それを1下げたということですか。

事務局 はい、そういうことになります。

会長 では、ほかの地区を基準にしているわけじゃないですね。

事務局 ほかの地区も結果、数値的には同じような数字になっていると思います。

会長 一応、ほかに1.0下げた地区があるのであれば、いいんですけど。

事務局 これまでデザイン相談の中でも9.5は明るすぎるよねという話がありまして、既存する町並みについては近い数字もございまして、それを包含してこれまで培われてきた景観を継承していこうという趣旨ですので9.5という高い数字になりますが、今回は新しい町をつくっていくという観点から上限値を1下げたということになります。

会長 そうすると、新千里北町2丁目を基準にしたわけでもないわけですね。

事務局 参考にしながら、そこから新しい町並みということでここだけを変更させていただいたということです。

会長 新千里北町2丁目地区は戸建てでしたっけ。B地区は同じような住宅、用途容積ですかね。

事務局 用途地域でいきますと、新千里北町2丁目地区は第1種低層で、建蔽率

40%、容積率80%、B地区は1種中高層になります。都市計画では建蔽率60%の容積率200%ではございますが、地区計画で建蔽率50%、容積率100%に抑えて周辺と調和した町並みをつくっていかうという形で今調整させてもらっています。

会長 容積率は違うわけですね。しかし、景観、色に関しては同じように連続的なものを意識していくために無彩色の明度の上限を8.5にしたと、そういうことですかね。このことは新千里北町2丁目の基準と一緒にですか。

事務局 はい、同じです。

会長 要するにAからBに変わったのは無彩色の明度だけですかね。

事務局 北町と違うのはそこです。

会長 これはAからBに変わったところは、全体的にどんと明度が全体的に下がっているんですね。

事務局 そうですね。大きな建物の共同住宅とは違いますので。

会長 普通行政の景観行政としてはどこか低層住宅地の基準になるような地区があるのですが、今回は基準がないわけですね。

事務局 今回のところではないです。

会長 新しく開発したということですか。

では、委員の方で、ただいまの変更点につきましてご質問があればどうぞ。

委員 私のほうは、普段住宅の設計をしていますのでそういう目線での質問になるんですけども、このマンセル値ですね、外壁・塀というのは道路面だけに関してなのか、道路から見えないところも含まれるのかというところを聞きたいんですが、この質問と、あともう一つは壁面後退です。壁面の位置の制限が1メートルというふうに書いてあったんですけど、ほかの新千里北町のエリアは1.5メートルの壁面後退というのが決まっていますが、それはこのエリアは1メートルでいいのかという、2点質問した

いです。

事務局 1点目の外壁・塀の色ですけれども、こちらのほうは4面全て対象になってきます。

会長 そこから1つでも外れることはできないというそういう考え方で4面という、全面適用という形ですね。

事務局 はい。

会長 もう一つ、新千里北町は壁面後退が1.5メートルと書いてあるが、北住宅地区は1メートルで齟齬はないのかという質問だったかと思えますけど。

事務局 先ほどご説明をしましたように、北隣の戸建て住宅地は第1種低層住居専用地域になっておりまして、委員のご指摘のように外壁後退については都市計画で1.5メートルが定められています。今回のこの活用地B地区につきましては用途地域上、第1種中高層住居専用地域となっております。都市計画の中では外壁後退は指定されていない地域ではございます。ただ、今回戸建て住宅地として開発をしていただくということで、一定取りあえず住環境の町並みをつくっていただくということで外壁後退の指定をさせていただいているんですが、敷地面積の最低限度の規模が150平米ということで北隣の戸建て住宅地よりも敷地が少し小ぶりになるのもございまして、外壁後退につきましては1メートルという形で定めさせていただいております。

委員 よく分かりました、ありがとうございます。

もう一点だけいいですか。屋根という項目と、あと外壁と塀という項目に分かれていると思うんですけども、この塀というのはいわゆる外構とか外の壁の色、建物じゃなくて道路際に造ったりとか、隣地側に造る塀の色ということも含まれるということによろしいですか。

事務局 はい、そういうことで間違いありません。

委員 分かりました。

会長 ほかにかがでしょうか。

委員 先ほどのところでもう一つ、建築ボリュームについてお教えいただきたいのですが、今般、第1種中高層住居専用地域の中に戸建て住宅ができて、地区計画の中で容積100の建蔽50で敷地面積の最低限度が150平方メートルになっていますが、今回の事業計画としてどれぐらいの面積のものを予定されているかということをもし今お分かりであればお教えいただきたいのですが。

会長 面積というのはどこの面積のことでしょうか。

委員 B地区の戸建て住宅の敷地面積の最低限度が150平米で地区計画の変更で今度指定されますが、今の事業計画として各戸の敷地割りは何れぐらいを予定されているかお分かり、今情報等ありますでしょうか。

会長 A地区と変更するところのB地区の総面積ですか。

委員 B地区の宅地割りの予定です。

会長 グロス面積で、ですか。

委員 各戸、大体何平米ぐらいで販売の予定かどうかを。

事務局 今、大阪府でされているPFIの要求水準書というものがあまして、その中では1区画当たり150平米以上とするということになっておりまして、ただし北西側の道路の境界に当たる部分については180平方メートルとしまして、平均面積は170平方メートル以上とすることというのが条件となってございます。ですので、おおむね平均170平米ぐらいになるのかなというふうに考えております。

会長 周辺の現行の規制は何メートルですか。

事務局 北側の戸建て住宅地は230平方メートルなので、やや小ぶりになります。

会長 ちょっと小ぶりになる、そういうことのようにございます。

委員

そこが実は気になっていまして、千里の戸建て住宅のゆとりは230平米というのが一つの目標値であり基準であったかと思うんです。地区計画としての設定で最低規模が150平米で異論はないんですけども、誘導していくということを、今回新規開発でこういう共同住宅から戸建て住宅に変わったときに、今の市場に合わせた170、180平米の割り方で本当にいいのかなというふうには疑問には思います。

特に第1種中高層から今回1低層に連続して、場合によってはここは1低専につながっていく、先ほどの色彩基準も一定隣よりも厳しくということですけども、隣に合わせてということで、地区としては2丁目地区とほぼ連続するところになりますので、少し小さい規模では甘えになっていないかということは気になります。

会長

ただいまのご意見は地区計画を決定する場合の議論にすべきテーマであるという、そういう附帯意見になるんですかね。

ほかの意見もあるかと思いますが、つまり最低敷地は一応150ということでやっているの、しかし従前は230ぐらいにしているのをどう見るのかという議論で、景観審議会としてはそれによって景観が大きな影響を受けるかどうか、そういう議論を少しできればしておく必要があると思いますけれども。

事務局

敷地面積について、1点、考え方だけ少しご説明をさせていただきますと、大阪府と戸建て分譲されるということでどの程度の敷地規模がいいのかということで協議をさせていただいた中で、それで千里地区ということで戸建て住宅地としてはよりゆとりある住環境が確保できる戸建て住宅地をということでお話のほうはさせていただいております。

ただ、その中で千里の戸建て住宅地というのは非常に高齢化が進んでいると、例えばその北隣の北町2丁目なんかは高齢化率が40%を超えているようなそういう状況もあって、なるべく若い方も入ってきやすいような規模ということも想定をされながら今回地区計画では敷地面積150平方メートルということで定められたというような経緯でございますので、その中で地区計画上は150なんですけど、開発の条件としては170以上を確保するように、平均で170以上になるようにということでさらに上積みして少しでもゆとりある住環境を形成していくというような開発の考え方になっております。

会長

もう既にそういう答申をされちゃっているわけですね。いや、230と

か220って、私の記憶では要するに敷地分割しないような防衛的な意味で千里の戸建て住宅は230ぐらいがいいだろうと決めた経緯が実はありまして、びっくりしたんです。大きいので、大阪としてはとんでもない優雅なものなんです。だけど、世界に誇るニュータウンとしてはそれぐらいが妥当だということに来ていたんですけれども、それでいくと将来的に敷地分割が可能になってくるんです、こういう数字がここで走ると。そこら辺を心配する方はたくさんおられると思うんです。しかし、時代が変わっていくとしょうがないですね。

委員のご指摘は非常によく分かるのですが、ここでどういう意見をつけるかということなんでしょうけれども、それによって色を厳しく決めていくことで景観を育てるという論理を持つか、その辺の議論にならざるを得ないんです、これは。

附帯意見はつけられませんよね、150は少な過ぎる、とか。
ほかに意見がある方は。

委員

この敷地面積の最低規模によってまず景観が恐らく少し変わってくるだろうなというふうに思います。ですが、それは全体の事業計画に合わせた都市計画としての地区計画で決めていくということだと思いますので、この150平米をこの景観審議会のほうで230平米にすべきだということではないと多分ないと思いますので、ただしどのような議論がなされたのかなということだけと、どういう状況になるのかなということだけは確認をしておきたかったということが1つです。

あともう一つ、これは他市の景観審議会でもお願いをしていることなんですけど、この景観計画で決めることというのは、地区計画がある場合とか建築協定がある場合にはそれを補完するような形で屋根であったり戸建てでいうと外壁であったりといった色彩基準を定めるということになります。

景観審議会の議論ではないんですけれども、まず都市計画の用途地域ではこうなっていて、それに対して地区計画はこのようになっている、それでほぼ景観としての基盤が決まってきた、それにあと残るところとして景観形成推進地区としてどういう基準を定めればいいのかということのこの順番でご説明いただいたほうが景観としての全体がよく分かるのかなというふうに思います。

他市でもこの推進地区での基準はこうです、あとは参考に地区計画を見ておいてくださいとよく言われるんですけれども、私は逆であって、地区計画があってその上にどう景観形成基準を地区としても基準を出していく

のかというふうに見たほうがいいなというふうには常々思っています、これは感想としての意見です。

会長

ありがとうございます。

景観行政では今のご指摘は重要要素であり、まずはインパクトケースが高いまま地区計画のほうじゃなくて、そういう議論だと思います。

ご指摘の点を少し前向きに受け止めると、敷地規模が小さくなったら景観基準のほうでより厳しくして悪化を少しとどめることができる可能性もあると、そういう議論のような気がしますね。そういう観点から8.5になっているという、今回変更した話とか、これで十分かどうかという議論、あるいはもうちょっと厳しくしてもいいのではないかと、そういう話は残るかと思しますので、よろしくをお願いします。

会長

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

ご意見、ご質問のある方は、挙手用紙をカメラにお示してください。

ご意見、ご質問が無いようですので、

諮問第9号「都市景観形成推進地区に係る景観計画の変更」については、妥当である旨、答申することに異議はございませんか。

(異議なしの声)

会長

異議が無いようですので、

諮問第9号「都市景観形成推進地区に係る景観計画の変更」については、妥当である旨、答申することといたします。

では、次の案件に入らせていただきます。案件2は、都市景観表彰事業の進捗状況についてです。事務局より報告をお願いします。

事務局

それでは、令和3年度 都市景観表彰事業の実施状況等について、ご報告させていただきます。

まず、都市景観表彰事業の概要についてご説明いたします。

本事業は、良好な都市景観を先導するデザイン性豊かな建物等や活動の顕彰を通じて、周辺へのまちなみ形成への波及効果や、事業者等の意識の向上につなげることを目的としており、平成5年度に第1回目となる都市デザイン賞を開催し、平成28年度の第8回目までに、合計で56件の表

彰を行ってまいりました。

平成23年度の第7回からは5年毎に開催し、今年度に第9回都市デザイン賞を実施するものです。

また、本事業は、平成25年度に策定した「都市景観形成マスタープラン」の3つの重点施策の一つの、「景観まちづくりの共有」のための具体的施策として位置付けております。

そのため、本事業の実施にあたっては、マスタープランに新たな視点として示す「日常生活のなかで、好感を感じる身近な景観を収集すると共に、好感の持てる景観を皆で共有するための幅広い情報発信」につながるものとする必要があります。

そこで、前回の平成28年度より、デザイン性豊かな建物等や活動を表彰する「豊中市都市デザイン賞」の実施と同時に、心休まる風景やまちかどに残る遺産等の身近な景観を幅広く対象とする「豊中まちなみ市民賞」を新設し、誰もが参加できる事業とすることで、「景観まちづくりの共有」につなげるものとしております。

それでは、現在物件・作品等を募集している、第9回「豊中市都市デザイン賞」と、第2回「豊中まちなみ市民賞」の実施内容および受付状況についてご説明させていただきます。

まず、「都市デザイン賞」についてご説明いたします。

都市デザイン賞実施の目的は、「デザイン性豊かな建築物等や活動の顕彰を通じて、周辺のまちなみ形成への波及効果や事業者等の意識の高まりにつなげるもの」としています。

募集の対象は、豊中市内の都市景観の形成に寄与していると認められる建物等や活動とし、建物等としては、市内にある建築物、工作物、広告物などで法令に適合し、かつ、過去に当該賞を受賞していないものです。なお、豊中市の所有する建物等は対象外としています。

活動としては、市内の景観形成に係る市民や事業者等の活動とし、概ね3年以上継続されているものです。また、過去に当該賞を受賞した団体でも、異なる内容の活動は対象としています。

次に、応募方法についてですが、

応募期間は令和3年4月26日から7月23日までの約3か月間です。

応募要領ですが、所在地や物件名、活動内容や活動場所のほか、景観として優れている点などの必要事項を専用応募用紙等に記入し、写真と共に、郵送・持参・電子申込システムで応募していただきます。

選考方法については、選考基準に基づいて、当審議会での選考を経て「都

市デザイン賞」として、市長が決定・表彰するものとします。

選考の進め方ですが、現在、応募受付と並行して事務局が応募書類を確認し、明らかに選考対象とならないものを除外する作業を行っております。問題のない物件に関して、事務局が概要などを記載したカルテを作成し、それをもとに、庁内関係部局で構成する組織において予備審査を行い、適法でないものや募集の趣旨に合わないことが判明したものを除外します。そして当審議会で、10月頃に書類審査を行った後、11月頃に絞り込んだ物件の現地調査を行い、最終選考を行います。この最終選考結果をもとに、8件程度（建物等5件、活動3件）の受賞を市長が決定し、表彰するものと考えております。

選考基準についてですが、建物等の物件においては、

- ① 意匠、形態等のデザイン性に優れ、周辺の雰囲気や景観をリードしているもの
- ② 周辺の自然やまちなみとの調和に優れているもの
- ③ CO2削減等の地球環境への配慮により、優れた景観が形成されているもの
- ④ 建物等の竣工後の適切な管理により、地域固有の景観形成に寄与しているもの
- ⑤ 適切な修復等が施された建物等で、歴史的・文化的な趣の高いもの
- ⑥ その他、都市デザイン賞の趣旨にかなうもの

活動においては、

- ① 地域の景観づくりへの貢献度が高いもの
 - ② その他、都市デザイン賞の趣旨にかなうもの
- としています。

また、表彰等についてですが、市長は、受賞決定後「豊中市都市デザイン賞」として公表し、表彰式典において表彰を行います。また、受賞した建物等の所有者に表彰状と表彰銘板を、設計者・施工者に表彰状を授与、また、受賞した活動の主体となった個人・事業者または団体に、表彰状を授与します。

次に、都市デザイン賞の受付状況についてご報告いたします。

集計対象は、募集開始から約2カ月となる6月20日までに応募されたものとし、6月21日に集計を行いました。

受付状況としましては、集計日時時点で、建物等の応募が9件、活動については0件の計9件となっており、引き続き、事業者や活動団体への周知や応募を積極的に行ってまいります。

つづきまして、第2回「豊中まちなみ市民賞」の実施内容および受付状況についてご説明させていただきます。

実施の目的は、「日常生活のなかで、身のまわりの景観に改めて意識を向けることを通じ、好感の持てる景観の再認識や発見を図ると共に、多くの人と共有することで、まちへの愛着と誇りの醸成につなげるもの」としています。

募集の対象は、日常生活の中で身近な場所から、自身が“いいね！”と感じる人にも教えたい景観スポットで、豊中市内の施設、建築物、工作物、モニュメント、広告物、史跡、樹木、まちかどに残る遺産などのほか、自然や眺望、まちなみ、行事、まつり等のまちの風景など幅広く対象としています。

次に、募集方法についてですが、

応募期間は都市デザイン賞と同じく、令和3年4月26日から7月23日までの約3か月間です。

応募要領ですが、タイトルや撮影場所、撮影年月のほか、景観スポットとしてお勧めの点などの必要事項を専用応募用紙等に記入し、写真と共に、郵送・持参・電子申込システムでの応募を受け付けております。

また、より多くの方に気軽にご応募いただけるよう、まちなみ市民賞のみ、インスタグラムで市公式インスタグラムをフォローのうえ、ハッシュタグと必要事項を記載した投稿を行うだけで応募ができる受付方法を実施しております。

次に、応募方法ですが、不適合事項を含まない応募写真を公開し、市民等の投票による選考を経て、2票以上得票のあったものを「豊中まちなみ市民賞」として決定し、発表します。

投票受付期間は、令和3年9月11日から11月14日までの約2か月間を予定しております。

選考の進め方ですが、事務局において、応募書類の内容を確認し、募集対象でないもの等を除外した後、投票対象となる応募写真を公開し、市民投票を行うものとしております。なお、投票の実施方法としては、投票期間中に市の広報誌など、様々な媒体を用いて周知を行ったうえで、市ホームページにおける専用サイトでの投票や、市内4カ所の公共施設で応募写真の巡回パネル展を実施し、会場での投票を受け付ける予定としております。

以上、まちなみ市民賞の実施内容のご説明とさせていただきます。

次に、まちなみ市民賞の受付状況についてご報告いたします。

集計日は、都市デザイン賞と同じく6月21日としております。

受付状況としましては、集計日時時点で計40件となっており、その内、今回新たに導入したInstagramを活用した応募が16件、従来通りの応募方法が24件となっております。

こちら、引き続き市内外の方に広く周知を図りてまいります。

続きまして、都市デザイン賞ならびにまちなみ市民賞の周知方法について、ご報告させていただきます。

まず、実施済みの周知方法についてご説明いたします。

4月から広報とよなかや市ホームページ、メディアリリースでの応募の周知を開始し、チラシ・ポスターを各施設や関係協力団体、大阪府景観形成誘導推進協議会会員である、府内各市町村の都市景観担当部局などに配布しました。

また、まちなみ市民賞はInstagramでの応募受付を行っていることから、4月1日から3月31日まで、市公式Instagramで週2回、市内の景観情報ならびに都市デザイン賞、まちなみ市民賞の応募受付について発信しております。

5月には、阪急阪神沿線情報誌「TOKK 6月1日&15日号」に募集記事を掲載しました。こちらは、5月25日に発行し、6月24日まで阪急電鉄ならびに阪神電鉄、阪急バス、その他関係施設等で配架されました。

その他、WEBやメディアを通じた周知として、大阪府景観形成誘導推進協議会が運営している「おおさか景観.com」のイベント欄への投稿や、市内の情報発信をしている「TNN 豊中報道。2」「号外 NET 豊中」、J:COM 北大阪局等に情報周知の協力依頼を行いました。

また、4月から市内自治会や管理組合、市主催イベント来場者などにチラシ・ポスターの配布を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言により延期していたため、緊急事態宣言が明けた6月より順次配布を行っております。

次に、予定している周知・PRについてご説明いたします。

現在募集しているまちなみ市民賞の応募〆切後、9月から実施する市民投票の案内のため、市ホームページをはじめ、表でお示ししているとおり周知を行う予定としております。

次に、都市デザイン賞受賞物件ならびにまちなみ市民賞の作品決定を12月に行い、結果公表を行うとともに、都市デザイン賞受賞物件の所有者等に対する表彰式典の案内のため、市ホームページをはじめ、表のとおり周知を行う予定としております。

また、1月には、募集時と同様に、阪急阪神沿線情報誌「TOKK 1月1

日&15日号」に物件・作品の決定や式典の案内の掲載を予定しています。こちらは、12月25日に発行し、1月24日まで阪急電鉄ならびに阪神電鉄、阪急バス、関係施設等で配架予定です。

そして2月には、表彰式典等全ての都市景観表彰事業の締めくくりに、広報とよなかの特集ページで都市デザイン賞受賞物件とまちなみ市民賞の決定の周知を予定しております。

最後に、都市デザイン賞ならびにまちなみ市民賞の今後のスケジュールについて、改めてご説明させていただきます。

7月23日に各賞の募集受付を終了し、8月から9月にかけて、事務局において応募物件や作品の精査を行います。

まちなみ市民賞においては、9月11日から11月14日まで応募写真を公開し、市民投票を受け付け、2票以上の得票があった作品をまちなみ市民賞に決定します。

都市デザイン賞においては、10月上旬に当審議会において書類選考をしていただくため、各委員の皆様へ選考書類を郵送させていただきます。

その後、11月上旬に開催予定の当審議会において候補物件の現地確認と最終選考を行い、その結果をふまえ、市長が都市デザイン賞受賞物件を決定します。

そして、12月上旬に、都市デザイン賞受賞物件とまちなみ市民賞作品を公表する予定としております。

また、令和4年1月28日に、都市デザイン賞の表彰式典を開催する予定としております。

以上で、都市景観表彰事業の実施についてのご報告とさせていただきます。

会長

ただいまの都市景観表彰事業第9回目になりますか、趣旨及びスケジュール等をご説明いただきましたので、まず5年ぶりということですか、56件の既に実績がある都市デザイン賞並びに第2回の市民賞、前回審査をお願いした委員もおられるかと思いますが、初めて、特に市民委員とかご質問等がございましたらどうぞご発言をいただきたいと思います。

委員

豊中市さんのほうでは地元のところにこの2つの賞のいろんな周知をされているということなんですけど、大阪府のほうでも大阪美しい景観づくり推進会議というのを持っていて、そこにこのデザイン賞とまちなみ市民賞が今応募されていますよということで、大体40団体ぐらいに加入

をいただいておりますけれども、周知をさせていただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

事務局

ありがとうございます。

会長

その40団体の方をお願いするんだったら、豊中市物件じゃないと駄目なんでしょう。

委員

そうですね。豊中市内だけだと思いますが、募集要項とかも頂いていますので、併せて周知をさせていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

会長

ほかにいかがでしょうか。
少し応募案件も増えてきているようではありますが。

事務局

会長、事務局から本日付の。

会長

最新版を、じゃあどうぞ。

事務局

デザイン賞のほうの建物部門が11件、活動で1件、まちなみ市民賞のほうは46件の受付をしております。

会長

前回と比べて、いわゆるリアルタイムのデータ変遷では広報開始から何日目でどのぐらいというそういうデータがもしあれば、どのぐらいの進捗状況かを教えてください。

事務局

一度調べましたら、6月中旬ではほぼ同程度なんですけれども、今回はコロナの影響もあるかと思しますので前回同様にはならないかなと思っております。

会長

新しい市民委員の方や、前回に審査いただいた委員の方で少しご発言、コメントがあれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

どうなんですかね、北摂でこういう賞をやる意味が、今どれぐらいいるのかなというのが実は疑問ではあって、かなり景観のレベルが上がって

て表彰しなくてもいいものがどんどんできてくるという点もあるかなと思っています。

あと、大学の中で例えば職員とかにこういうのを出してほしいって来ているんですけども、と配布して回るんですけども、あまり反応はよろしくないです。結局、出したら賞金をもらえるのかとか大分趣旨と違う質問を当然のようにされたりしますんで、これを出すとインセンティブみたいなものをもう少しはっきりさせないと、なかなかこういう賞はやりづらいいのかなと思っています。何のためにやるのかというのをもう少し整理していくのが、今回はもうこれでいいんですけども、今後は考えていく必要があるかなと思います。

思ったのは、市民からもらうばかりじゃなくて、例えば淀川から北の自治体と連携して他市に行っていよいよやつを、これを表彰したらどうかというのを推薦して回るとかそんなことをされて行政の技術力もアップするとか、いろいろこれをやることの効能みたいなものをよく考えていったほうがいいのかなと思っています。

そうは言いつつ、学内でもチラシを配ったりしていますので増えることを祈っています。以上です。

委員

インセンティブがないという話もあったんですけども、企業にとっては随分いいインセンティブになっているようで、うちのこの建物が表彰されたというのはとても喜ばしく、設計者にとってもまたそうだと思うんですけどもそれが励みになるので、豊中でいいものを建てたらちゃんと表彰してもらえるとということが企業イメージアップになる場合も多いので、これがうまく働いているんじゃないかなと思います。

ただ、市民のいいと思っている景観をとというのはなかなか推薦したからどうなんだというところがあって、それはどうしても前に審査したときも写真展のように、私の撮った写真展のようになってしまって本来の意味と違うような気もするなというふうに感じていました。

でも、いいとは思うんですけども、先ほど先生がよその市から見たときに連携してという話があったんですけども、遠景で見たときに、よその市から見たときにあんたところの市こんなふうに見えるよみたいな話がまた出てきたら、それこそ府としての役割かもしれないんですけどもそういうのも面白いと思う、遠景を大事にしている市町村も多いのでそういうところも今度取り組んでいけたらなと思います。

会長

9回目ともなると少し今までの評価、つまり仕組みの評価みたいなもの

をそろそろ考えなきゃいけないとの意見ですね。ありがとうございます。
ほかに、ご意見いかがですか。

委員

私どものほうも、建築士会のほうでも何度か会員に向けて周知はさせていただいておまして、なかなか反応がどうかというところなんかは把握し切れてないんですけれども、こういう賞は大変意義があることだというふうに設計者側の団体としても考えておりますので、ひとつ今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、これ大分長く続いています、歴史を重ねてきておりますので、今新築は建築物ということと活動ということとやっているんですけど、だんだん新築物件というのが減少傾向にありまして、それに代わって改修とか色彩のみの変更だったり、そういった案件も最近非常に増えてきていると思いますので、次回当たりでいいかと思うんですけども、少し募集対象をもう少し広げてというか、今でも広がっているかもしれないんですけどもあまりその分が見えてこないの、少し賞対象の選定も含めてもう少しいろんなタイプの景観上優れた仕事を表彰できるような形にさせていただくと、またいろいろちらっと側面も見えてきていいのかなというふうに思っています。以上でございます。

会長

私もずっと気になっていて。景観向上という観点と地球環境保全という省資源、カーボンフリーという観点と2つ、常に昔から議論があつて、もう少し家電を太陽光パネルをばんばんやる、あれ美しいと見ようよという変な議論もあつたんですけども、そこまで行かなくても少し世の中が変わってきて景観向上というものの中にエネルギー省資源、環境、そういうものを少し位置づけを大きくしていく、昔は緑でずっと稼いでいたのがあるんですけど、そういうようなことをどうやって導いていけるかなということは気になっていました、来年の話でしょうけれども、今後の話でしょうけれども。ありがとうございます。

ほかにいかがでございますか。今年のスケジュール感、それからこれだけ集まってくれば何か審査の対象は出てきそうだと安心したんですけども、ますます皆さん方のご尽力で掘り起こしをいただけることを期待したいと思います。

会長

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

ご意見、ご質問のある方は、挙手用紙をカメラにお示しください。

ご意見、ご質問が無いようでございますので、案件2については以上とさせていただきます。

会長

以上で予定されておりました案件すべてが議了いたしました。
これをもちまして本日の審議会を閉会いたします。

事務局

それでは、事務局にてWEB会議を終了させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

以上